

建築物エネルギー消費性能適合性判定が必要な場合の提出書類について

建築物エネルギー消費性能適合性判定が必要な場合、次の表中1～4に記載された、いずれかの手続きに関する書類(1部)を提出してください。

	手続き	確認申請に添付する書類
1	建築物エネルギー消費性能適合性判定 (建築物省エネ法第12条判定)	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物エネルギー消費性能適合判定通知書(※) ・建築物エネルギー消費性能確保計画の計画書の副本(※) <p>【計画を変更した場合は、次の書類も添付してください】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更申請に係る建築物エネルギー消費性能適合判定通知書(※) ・変更申請に係る計画書の副本(※)
2	大臣認定 (建築物省エネ法第23条認定)	<ul style="list-style-type: none"> ・大臣認定書の写し ・大臣認定書の別添の一部の写し
3	建築物エネルギー消費性能向上計画認定 (建築物省エネ法第29条認定)	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書(※) ・建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書の副本(※) <p>【計画を変更した場合は、次の書類も添付してください】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定通知書(※) ・変更申請に係る認定申請書の副本(※)
4	低炭素建築物新築等計画の認定 (低炭素法第53条認定)	<ul style="list-style-type: none"> ・低炭素建築物新築等計画認定通知書(※) ・低炭素建築物新築等計画認定申請書の副本(※) <p>【計画を変更した場合は、次の書類も添付してください】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素建築物新築等計画変更認定通知書(※) ・変更申請に係る認定申請書の副本(※)

表中の※印の書類については、写しの提出でも可。